明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**三〇九）　一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（**同**三一〇）　二

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**四三～五四）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所

免責、再生関係　三五

特殊法人等

平成二十四事業年度独立行政法人日本学生支援機構の財務諸表等関係　五五

地方公共団体

行旅死亡人関係　七七

会社その他

会社決算公告　七九